| | |
|---|---|
| | 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第一条に規定する保険者、当該事務以外の法令の規定により医療に関する給付に係る事務を行う者であつて内閣府令で定めるもの並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第三条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区その他内閣府令で定める者 |
| 2　前項の場合において、附則第五十八条の規定による改正後の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第一条のうち、次の表の上欄に掲げる母子保健法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 | |
| 目次の改正規定 | 目次中 |
| 第一章中第八条の三を第八条の四とし、第八条の二の次に一条を加える改正規定 | 第一章中第八条の三を第八条の四とし、第八条の二の次に次の一条を加える。<br>（機構及び連合会への事務の委託）<br>**第八条の三**　市町村は、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査（次項において「健康診査」という。）又は第十七条の二第一項に規定する産後ケア事業（次項において「産後ケア事業」という。）に関する情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務の全部又は一部を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十二年法律第百二十九号）による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「機構」という。）及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に委託することができる。<br>2　市町村は、健康診査又は産後ケア事業の実施に関する事務を委託した者に対する当該事務の処理に要する費用の支払に関する事務の全部又は一部を連合会に委託することができる。<br>3　市町村は、第一項の規定により事務を委託する場合は、他の市町村と共同して委託するものとする。 |
| 目次中 | 目次中<br>第八条の三第一項中「第二十条第一項に規定する養育医療の給付の対象者又は対象者であつた者」を「次に掲げる者」に改め、「による医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」の下に「（以下「機構」という。）」を、「国民健康保険団体連合会」の下に「（以下「連合会」という。）」を加え、同項に次の各号を加える。<br>一　第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査（次項において「健康診査」という。）又は第十七条の二第一項に規定する産後ケア事業（次項において「産後ケア事業」という。）の対象者<br>二　第二十条第一項に規定する養育医療の給付の対象者又は対象者であつた者<br>同条第二項を次のように改める。<br>2　市町村は、健康診査又は産後ケア事業の実施に関する事務を委託した者に対する当該事務の処理に要する費用の支払に関する事務の全部又は一部を連合会に委託することができる。<br>同条に次の一項を加える。<br>3　市町村は、第一項の規定により次の各号に掲げる事務を委託する場合は、当該各号に定める者と共同して委託するものとする。<br>一　第一項第一号に掲げる者に係る事務　同項の規定により当該事務を委託する他の市町村<br>二　第一項第二号に掲げる者に係る事務　同項の規定により当該事務を委託する他の市町村、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第一条に規定する保険者、当該事務以外の法令の規定による医療に関 |

| | | |
|---|---|---|
| | の規定 | （第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定 |
| 第四章を第六章とし、第三章の次に二章を加える改正規定中第二十二条の二第一号に係る部分 | 及び | （第一号に係る部分に限る。）及び |
| 第四章を第六章とし、第三章の次に二章を加える改正規定中第二十二条の十四第一号に係る部分 | | |

（地方自治法の一部改正）

**第二十七条**　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「産業教育手当」の下に「、特定医師手当」を加える。

別表第一感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の項中「第十二条第八項」を「第十二条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号） | 第十条の十第四項、第十条の十三及び第三十四条の二の規定により都道府県が処理することとされている事務 |

（地域保健法の一部改正）

**第二十八条**　地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第三十条の四第二項第十四号」を「第三十条の四第二項第十二号」に改める。

（地方財政法の一部改正）

**第二十九条**　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第十二号中「支給」の下に「、医師手当拠出金の納付」を加え、同条第十六号中「後期高齢者支援金」の下に「、医師手当拠出金」を加える。

（社会保険医療協議会法の一部改正）

**第三十条**　社会保険医療協議会法（昭和二十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第三項」の下に「、第七十条の二」を加える。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部改正）

**第三十一条**　次に掲げる法律の規定中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

一　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十九条の九（見出しを含む。）

二　麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五（見出しを含む。）

三　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第三十二条第二項第一号